

令和8年度福島県立高等学校入学者選抜 福島県立橘高等学校 前期選抜募集要項

福島県立橘高等学校
住所 〒960-8011
福島市宮下町7番41号
電話 (024)535-3395

1 アドミッション・ポリシー

橘高等学校では、次のような生徒を求めています。

- ① 3年間での目標を持ち、その達成に向けた取組をはじめとして着実に努力できる生徒
- ② 知的好奇心が豊かで、自ら学び考えようという意欲を持って積極的に学習に取り組む生徒
- ③ 向上心を持ち、自己の成長に向けて部活動・生徒会活動・地域活動等に積極的に挑戦する生徒
- ④ 自己のみならず、他者に対しても共感的な姿勢で接することができる生徒

2 実施学科及び募集定員

実施学科：全日制の課程 普通科

募集定員：280名

特色選抜 募集定員280名の5%程度とする。

一般選抜 募集定員280名から、特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

3 通 学 区 域

「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

4 出 願 資 格

次の(1)の条件を満たす者とし、特色選抜への出願資格については、(1)に加えて(2)の条件も満たす者とする。

(1) 次の各号のいずれかに該当する者

- ① 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和8年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）
- ② 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 本校が示す「志願してほしい生徒像」を踏まえ、自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者

5 志願してほしい生徒像

橘高等学校では、「自主・自律・自立」の精神を備え、知性に溢れ、学習意欲の高い生徒の育成を目指している。生徒は、自己実現のために進学を目指し勉学に励むとともに、部活動や地域クラブ活動・生徒会活動にも全力をあげて打ち込み、質の高い学びと優れた文化の創造に取り組んでいる。

このことを踏まえ、本校の特色選抜においては次のような生徒を募集する。

「学習の成績が優秀で、次に示す部活動や地域クラブ活動の大会やコンクールにおいて顕著な成績を有し、入学後もその部活動において積極的に活動しようとする者」

（部活動）男女：陸上競技部、バスケットボール部、卓球部、バドミントン部、水泳部、剣道部、合唱部

男子：硬式野球部

女子：バレーボール部、ソフトボール部、ハンドボール部

6 併願の取扱い

志願者は、本校の特色選抜と本校の一般選抜のいずれか又は両方に志願することができる。

7 WE B出願システムの利用

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、出願手続等には、福島県立学校入学者選抜WE B出願システム（以下「WE B出願システム」という。）を利用する。

WE B出願システムによる手続等の詳細は、別に公表するWE B出願システム志願者用マニュアル等による。

なお、県外から志願する者及び県内において学区を越えて志願する者、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の志願者は、「15 志願資格申請」により、本校校長に出願資格を有することの承認を得て、志願者基本情報登録を完了させた後に、出願手続を行う。

8 出願に必要な書類

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

- ① 令和8年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。様式1号）
- ② 特色選抜志願理由書（本校所定の様式）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。

(2) 上記(1)以外の者

- ① 特色選抜志願理由書（上記(1)②に同じ）
- ② 健康診断書（令和8年1月以降に医師の診断を受けたもの）（様式3号）
- ③ 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。

9 出願手続

出願手続については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

(1) 中学校卒業者及び卒業見込の者

志願者の在籍（出身）中学校長（以下「中学校長」という。）を通して、本校校長に出願する。

- ① 志願者は、WEB出願システムに志願情報を登録の上、WEB出願システムを介して入学検定料（2,200円）を納付し、中学校長に出願を申請する。
なお、納付した入学検定料は返還しない。

【申請期間】令和8年1月26日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）正午まで

- ② 中学校長は、WEB出願システムにおいて志願情報に誤りがないこと、出願資格を満たしていること及び必要額の入学検定料を納付していることを確認の上、出願を承認する。

【中学校承認期間】令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月5日（木）午後4時まで

- ③ 中学校長は、特色選抜志願理由書等、書面による提出が必要な書類がある場合、提出票（様式5号）を添付し、出願受付期間内に、持参又は送付により本校校長に提出する。
なお、調査書については「11 調査書提出」に定めるところにより提出する。

【出願受付期間】令和8年2月2日（月）午前9時から令和8年2月6日（金）正午まで

(2) 上記(1)以外の者

上記(1)に準じ、志願者が直接、出願手続を行う。

(3) 本校校長は、次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、出願の受理を取り消す場合がある。

- ① 志願情報に虚偽があるとき
- ② 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

○ 持参及び送付による書類の提出方法について

（本要項において、特に断りがない限り、以下の方法により書類を提出する。）

【持参の場合】受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

ただし、最終日はそれぞれの受付期間の終了時刻までとし、土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く。

【送付の場合】送付の記録が残る簡易書留等とし、それぞれの提出期間最終日の指定された時間までに必着とする。

宛先 福島県立橘高等学校長

住所 〒960-8011

福島県福島市宮下町7番41号

10 出願先変更

出願先変更については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

【出願先変更受付期間】令和8年2月9日（月）午前9時から令和8年2月13日（金）正午まで

11 調査書提出

中学校長は、調査書提出期間内に、提出票（様式5号）を添付し、持参又は送付により調査書を本校校長に提出する。

【調査書提出期間】令和8年2月16日（月）午前9時から令和8年2月17日（火）午後4時まで

12 受験票の印刷

志願者又は中学校は、令和8年2月18日（水）午前9時以降に、WEB出願システムから受験票を印刷する。

13 出願取消

出願取消については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

なお、志願者が検査当日以降に出願取消を申し出た場合、中学校長は、速やかに本校校長に連絡をした後に、手続きを進める。

【出願取消期間】令和8年2月9日(月)午前9時から令和8年3月13日(金)午前9時まで

14 自己申告書の提出

志願先の高等学校長に申し出ておいた方がよいと考える事情がある志願者については、本人の希望により、出願に際して志願先の高等学校長に自己申告書（様式7号）を提出することができる。

なお、志願者の保護者は必要に応じて補足事項を記入してもよい。

提出および受領は、次の方法により行う。

- (1) 志願者は、自己申告書に必要事項を記入し、巻封の上、本校校長あて親送とし、持参又は送付する。ただし、送付の場合は提出期間最終日の消印を有効とし、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。

【自己申告書提出期間】令和8年2月16日(月)午前9時から令和8年2月18日(水)午後4時まで

- (2) 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書（様式8号）を交付する。

15 出願資格申請

出願資格申請については「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

なお、中学校長又は志願者は、手続きを始める前に本校校長に連絡をする。

【申請期間】令和7年11月17日(月)午前9時から令和7年12月26日(金)午後4時まで 及び

令和8年1月5日(月)午前9時から令和8年1月30日(金)午後4時まで

16 選抜方法・選抜資料

(1) 特色選抜

特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績及び特色面接の結果を資料として選抜を行う。
ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

① 学力検査

5教科実施し、学力検査の満点を250点満点とする。

② 特色選抜志願理由書

本校への志願動機、将来への抱負、高校生活で特に学びたいこと等について、本人が具体的に記入する。また、中学校における部活動や地域クラブ活動の大会やコンクールの成績を具体的に記入する。

③ 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」は115点満点とし、合計250点満点とする。部活動や地域クラブ活動等の実績は総合的に評価し、点数化する。

④ 特色面接

個人面接を実施する。

個人面接では、本校に入学する目的、学ぶ意欲並びに質問に対する受験生自らの考えについて、その内容及び適切に伝える表現力をみる。

面接は、段階評価する。

⑤ 選抜資料の満点

全体の満点は、500点とする。

(2) 一般選抜

学力検査の成績及び調査書の審査結果を資料として選抜を行う。

ただし、調査書の「出欠の記録」は選抜資料としない。

① 学力検査

5教科実施し、学力検査の満点を250点満点とする。

② 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」における部活動や地域クラブ活動等の実績や取組等は点数化しないが、内容を精査する。

③ 学力検査と調査書の成績の比重

学力検査の成績を3倍する。

17 学力検査等の日時及び会場

(1) 学力検査

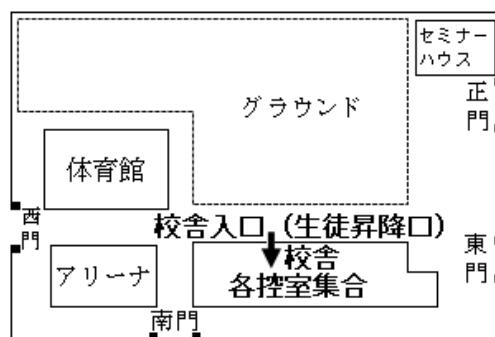
① 日 時

令和8年3月4日(水)

開 場：午前7時45分

集 合：午前8時15分

学力検査：午前9時～午後3時10分



9:00	9:50	10:10	11:00	11:20	12:10	13:10	14:00	14:20	15:10
国語 (50分)	休 (20分)	数学 (50分)	休 (20分)	外国語 (英語) (50分)	昼食 (60分)	理科 (50分)	休 (20分)	社会 (50分)	

② 会 場 福島県立橘高等学校

③ その他

受験票、上書き、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴム、コンパス、定規を持参する。

ただし、下敷、分度器（分度器機能を有する定規を含む）は使用できない。

また、携帯電話、ウェアラブル端末、電子辞書等の、通信機能や計算機能、言語表現機能を有するものを持ち込むことはできない。

(2) 特色面接

① 日 時

令和8年3月5日(木)

開 場：午前7時45分

集 合：午前8時15分

面接試験：午前9時～

特色面接の実施日程は、志願者数が確定後、中学校を通じて受験生に連絡する。

② 会 場 福島県立橘高等学校

③ その他

受験票、上書き、昼食、鉛筆（シャープペンシルも可）、消しゴムを持参する。

18 追検査等の実施

当該志願者が欠席した検査等を実施し、他の志願者と併せて判定する

追検査等の対象となる志願者及び手続き等については「令和8年度福島県高等学校入学者選抜実施要綱」による。

(1) 日 時

① 学力検査

令和8年3月10日(火)

集 合：8時15分

学力検査：午前9時～午後2時45分

9:00	9:50	10:05	10:55	11:10	12:00	12:50	13:40	13:55	14:45
国語 (50分)	休 (15分)	数学 (50分)	休 (15分)	外国語 (英語) (50分)	昼食 (50分)	理科 (50分)	休 (15分)	社会 (50分)	

② 特色面接

令和8年3月10日(火)の学力検査終了後、午後3時10分から特色面接を行う。志願者数によっては、面接終了時間が遅くなる場合がある。

なお、特色選抜の受験者で3月4日(水)の学力検査を受験しており追検査等は特色面接だけの者は、午前9時から特色面接を行う。

(2) 会場 福島県立橘高等学校

(3) その他

① 選抜の一部を受験する場合の日程については、中学校長を通じて志願者に連絡する。

② 持参物については、「17 学力検査等の日時及び会場」のとおりとする。

19 選抜結果発表

WEB出願システムにより、選抜結果（合格・不合格・出願取消、合格した選抜）の発表を行う。

【選抜結果発表期間】令和8年3月16日(月)午後1時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

(1) 志願者は、WEB出願システムにより自身の選抜結果を確認する。

(2) WEB出願システムによる発表と併せて、令和8年3月16日(月)午後1時以降に本校において合格者一覧を掲示する。

(3) 合格者に対して合格通知書（様式13号）を交付するので、合格者は受験票を持参の上來校し、本校所定の場所で合格通知書を受領する。時間は令和8年3月16日(月)午後1時から午後3時までとする。

(4) 提出書類等の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消す場合がある。

20 学力検査結果の提供

前期選抜の学力検査（追検査を含む。）受験者に対し、WEB出願システムにより、本人の各教科の得点と5教科の合計得点の情報を提供する。

なお、対面、電話、はがき等による請求は受け付けない。

【学力検査結果提供期間】令和8年3月16日(月)午後2時から令和8年3月24日(火)午後5時まで

21 そ の 他

(1) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

選抜の一部が未完了となった者の取扱いは次のとおりとする。

なお、インフルエンザ等感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした者で、選抜の一部が未完了となった者も含む。

① 追検査等の対象となる志願者

「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところにより、「一部未完了となった選抜の意思連絡書」（様式14号）を令和8年3月6日（金）午後4時までに本校校長へ提出する。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(2) 前期選抜で不合格となった者についての取扱い

前期選抜で不合格となった者が後期選抜に出願するときは、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところにより、新たに出願する。

(3) 入学辞退の手続

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（様式16号）を中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

なお、納付した入学検定料及び高等学校に提出した書類等は返還しない。

(4) 障がい等のある志願者に対する配慮は、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」に定めるところによる。

提出する書類は次のとおりとする。

① 中学校卒業者及び卒業見込の者

原則として年内に、志願者は、中学校長を通して、「受験上の配慮申請書」（様式17号）を、本校校長に提出する。その際、中学校長は、中学校における「生活・学習の様子、配慮等に関する説明書」（様式18号）と本校校長が必要と判断した場合には診断書等も併せて提出する。

② 上記①以外の者

原則として年内に、本校に問い合わせる。

(5) 本要項に記載されていないことについては、「令和8年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」を確認の上、本校に問い合わせる。